

渉外相続業務に関する実務者意見交換会

平成 29 年 12 月 15 日

虎ノ門タワーズオフィス 10 階 第一会議室

渉外相続業務に関する実務者意見交換会

司会: 次長 水野 晴夫

時間	内 容
13 : 30	開会挨拶: 国際・企業経営業務部長 末廣 元孝
13 : 35~13 : 55 (20 分)	自己紹介
13 : 55~14 : 15 (20 分)	古城 良 会員 (福岡会) による事例紹介 「スリランカ向け遺産分割協議書の、行政書士による公証、海外 在住の日本人、元日本人の署名証明等」
14 : 15~14 : 25 (10 分)	質疑応答
14 : 25~14 : 45 (20 分)	金 恩瑩 会員 (愛知会) による事例紹介 「特別永住者 1 世の相続において、相続人の内、北朝鮮永住者 がいたケース」
14 : 45~14 : 55 (10 分)	質疑応答
14 : 55~15 : 25 (30 分)	事例発表者への講評 山脇 康嗣 氏 (弁護士)
15 : 25~15 : 40 (15 分)	休憩
15 : 40~16 : 55 (75 分)	意見交換 ・ 渉外相続業務に係る日行連への要望と日行連の役割について ・ 渉外相続業務以外の国際業務について ・ 国際部門アンケート結果に関する報告について
16 : 55~17 : 00 (5 分)	閉会挨拶: 国際・企業経営業務部長 末廣 元孝

※ 時間割、時間配分等に変更が生じる場合がございますので、予め御了承ください。

涉外相続業務に関する実務者意見交換会 出席者一覧

出席者	所属	役職
末廣 元孝	日行連	部長
水野 晴夫	日行連	次長
坪川 貞子	日行連	部員
山脇 康嗣	-	弁護士
安藤 強	福島会	
寒河江 敦	山形会	
雨谷 幹彦	東京会	市民法務部 部長
本間 孝保	神奈川会	
江口 安美	群馬会	
春日 博幸	長野会	
金 恩瑩	愛知会	
先本 賢一	三重会	
飯沼 信一郎	滋賀会	
河野 聡	大阪会	
久野 隆弘	山口会	
古城 良	福岡会	国際渉外部長
小野 麻衣子	福岡会	副部長
徳永 浩	佐賀会	

渉外相続業務に関する実務者意見交換会講評用資料

平成29年12月15日

弁護士 山脇 康嗣

第1 基本的要素

- 被相続人の最後の住所地
- 被相続人の国籍
- 相続財産の種類（不動産かそれ以外か）
- 相続財産の所在国

第2 重視すべき観点

- 現実的で円滑な執行可能性
- 税金の取扱いにも注意
- 各国法律専門家の役割分担

第3 検討順序

国際裁判管轄→準拠法→実質法

●国際裁判管轄とは、渉外事件を裁判することができるか、裁判すべきかに関する国家の権限。原則として、各国が独自に規律しうる問題。

●当該事件に適用されるべき法（準拠法）は、仮に裁判で解決するとすれば裁判が行われる地の国際私法によって決定される。従って、日本で渉外相続の相談を受けた場合は、裁判で解決するか裁判外で解決するかにかかわらず、まずは国際裁判管轄が日本にあるか否かを、日本法により検討することになる。

第4 国際裁判管轄

1 訴訟事件

「相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え」及び「相続債権その他相続財産の負担に関する訴え」については、被相続人の最後の住所地又は居所地等が日本である場合に、日本の裁判管轄が認められる（民事訴訟法3条の3第12号）。

2 非訟事件

(1) 原則

訴訟事件と同様

(2) 限定承認

被相続人の最後の住所地又は居所地等のほかに、相続人の住所地の（日本の）裁判所に管轄を認めた裁判例あり

(3) 遺産分割調停

実務上、相続人が日本在住である場合には、相手方相続人の住所地の（日本の）裁判所に遺産分割調停の申立てができる。

(4) 遺言書の検認

●明文の規定はなく、条理によって解釈。

●被相続人の最後の住所地での検認手続は OK

●これに加え、遺言書の所在地、遺産の所在地、被相続人の本国にも国際裁判管轄を認める見解も有力。

→なお、実務上、日本における遺言の検認の要否・効果・手続等に係る準拠法は、全てについて法廷地法たる日本法を適用

※外国の方式で作成された遺言書であっても、日本の家庭裁判所で検認手続をとることが可能であり（もっとも、相続人が外国にいる場合は、送達の問題あり）、これに基づく名義移転もできる。

(5) (国際裁判) 管轄権が競合する場合

どの国で、どのような相続財産を、どのように処理するかの視点
→例えば、外国の銀行が現地の裁判所の判決等を要求する場合や、現地で執行しなければならない場合には、当初から、現地の裁判所で手続をした方が実効的。(日本に国際裁判管轄があるからといって、) 日本の裁判所の判決等を取得し、それを外国で承認執行してもらうことは、実際上は、労力や時間等との関係で、合理的でないことが多い。

第5 準拠法

1 前提

(1) 法律関係の性質決定

まず、法律関係の性質決定を行う(「相続」)。
→日本における相続という概念の中には、管理清算及び財産移転のいずれの概念も含まれているため、管理清算主義の国(英米法系)のように、管理清算についての準拠法と、残余財産の移転という相続についての準拠法とを、別個に想定することはしない。

(2) 先決問題

ア 相続の開始、相続能力、相続財産、誰が相続人となるか、遺留分

相続についての準拠法が適用

イ 相続人としての基礎となる事情

婚姻関係の成立や存続等の相続人としての基礎となる事情(先決問題)については、判例上、法廷地国法の国際私法によって準拠法が定まる(法廷地国際私法説)。

→日本で遺産分割を行う場合には、先決問題については、日本の国際私法である法の適用に関する通則法(婚姻の成否については同法24条1項)によって準拠法が定まる。

法の適用に関する通則法

(婚姻の成立及び方式)

第二十四条 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。

2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

3 前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

2 各国国際私法における相続の準拠法の決定方法

(1) 相続分割主義

不動産の相続と不動産以外（動産や預貯金等）の相続とを区別し、不動産の相続は不動産所在地法、不動産以外の財産の相続は被相続人の属人法（住所地法や本国法）によって規律するという立場。英米法系の国に多い。北朝鮮も（動産相続は？）。

(2) 相続統一主義

不動産とそれ以外とを区別せず、全て被相続人の属人法によって規律するという立場。日本は相続統一主義。

3 日本の国際私法による準拠法の指定

(1) 法の適用に関する通則法

(相続)

第三十六条 相続は、被相続人の本国法による。

(遺言)

第三十七条 遺言の成立¹及び効力²は、その成立の当時における遺言者の本国法による。

2 遺言の取消しは、その当時における遺言者の本国法による。

¹ 遺言の能力（成年後見人等による遺言の成否）、意思表示の瑕疵等。遺言の能力のうち、遺言者の年齢、国籍その他の人的資格による制限については、遺言の方式の準拠法に関する法律5条により、遺言の方式に含まれる。

² 遺言の効力発生時期、遺言の撤回の可否等

(本国法)

第三十八条 当事者が二以上の国籍を有する場合には、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国があるときはその国の法を、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係がある国の法を当事者の本国法とする。ただし、その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする。

2 当事者の本国法によるべき場合において、当事者が国籍を有しないときは、その常居所地法による。ただし、第二十五条（第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）及び第三十二条の規定の適用については、この限りでない。

3 当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合³には、その国の規則に従い指定される法（そのような規則がない場合にあっては、当事者に最も密接な関係がある地域の法）を当事者の本国法とする。

(2) 遺言の方式の準拠法に関する法律

法の適用に関する通則法

(適用除外)

第四十三条

2 この章の規定は、遺言の方式については、適用しない。ただし、第三十八条第二項本文、第三十九条本文及び第四十条の規定の適用については、この限りでない。

遺言の方式の準拠法に関する法律

(準拠法)

第二条 遺言は、その方式が次に掲げる法のいずれかに適合するときは、方式に関し有効とする。

一 行為地法

二 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時国籍を有した国の法

三 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時住所を有した地の法

四 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時常居所を有した地の法

五 不動産に関する遺言について、その不動産の所在地法

(方式の範囲)

第五条 遺言者の年齢、国籍その他の人的資格による遺言の方式の制限は、方式の範囲に属するものとする。遺言が有効であるために必要とされる証人が有すべき資格についても、同様とする。

●遺言をできる限り保護する立法となっている。

³ 米国のような地域的不統一法国家。米国は、「その国の規則」（法の適用に関する通則法38条3項）がないとされるので、最密接関連地法が本国法となる。

●法律論だけからすれば、多くの国の立法において、居住地法で作成された遺言は有効と認められる。従って、例えば、日本の方式で公正証書遺言を作成した場合でも、最終的には（法律論としては）、英米法系の国でも通用するはずである。しかし、現実的には、日本の方式で作成された遺言書を、外国でそのまま通用させることは、外国におけるそれと形式等も異なり、相当に困難である。従って、円滑な執行を考えた場合、日本にある財産については日本の方式で遺言書を作成し、外国にある財産については外国の方式で遺言書を作成する（財産の所在地によって遺言書を書き分ける）のが現実的であると考えられる（後の外国方式での遺言で先の日本方式での遺言を撤回したといわれないように、外国方式での遺言書作成を先行させるべきか）。

4 反致

（１）法の適用に関する通則法の定め

（反致）

第四十一条 当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。ただし、第二十五条（第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第三十二条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでない。

（２）不動産の場合

反致は、日本にある不動産の涉外相続に大きな意味を持つ。不動産の相続については、被相続人の本国法が準拠法となるが、本国法が相続分割主義をとる場合は、反致により不動産の所在地国法である日本法が準拠法となる。

（３）日本に住む韓国人の遺言作成

日本に住む韓国人の遺言作成については、遺言により、相続の準拠法を被相続人の常居所地法である日本法に指定することができる。

※相続については、被相続人の本国法である韓国法が適用されるが（法の適用に関する通則法36条）、韓国国際私法は、被相続人が遺言によって被相続人の常居所がある国の法を、相続の準拠法として指定できると定めている。

第6 実質法

1 管理清算主義

●（被相続人の死亡により、その相続財産は、いったん遺産財産（「estate」）に帰属し、）プロベート裁判所の管理のもと、執行人や管理人が負債や税金を整理し、残余財産を分配する。相続人は、直接は財産を取得しない。英米法系の国に多い。

※一般に、プロベート手続にかかる費用は高額であるため、費用対効果の問題がある。例外的に、プロベート手続が不要な限度額や簡易なプロベート手続がある場合がある。また、ジョイント・アカウント⁴やジョイント・テナンシー⁵となっている場合がある。

●管理清算主義においては、遺産分割という制度が予定されていない。

→△日本の財産を承継させるために、適応問題⁶として、相続財産管理人等の遺産管理人に類似する制度の利用（借用）？

→英米法系の場合、相続分割主義を採る結果、日本の不動産の準拠法は日本法になることが多い。従って、この問題は、日本に所在する動産について生じることになる。その結果、実務的には、遺産分割協議書を作成して処理することが多いか。

●管理清算主義においては、相続放棄や限定承認という制度も予定されていない。

2 包括承継主義（包括相続主義）

⁴ 2名以上で1つの銀行口座を共同所有できる銀行口座。夫婦で作成する口座が一般的。名義人の一方に相続が起きた際にも、生存者権利取得口座

（Survivorship Account）にしておくと、プロベート手続を経ずにもう一方の名義人に口座が引き継がれるため、プロベート手続を回避することができる。

⁵ 2人以上の個人が不動産を所有（合有）する形態で、各所有者はそれぞれ所有権を等分に持つ。誰に相続されるか検討する余地はなく、生き残っている者へ自動的に所有権が移転するため、プロベート手続も不要。

⁶ 外国の実質法が前提とする手続（例えば、管理清算主義で求められる遺産管理人の選任等）が日本には存在しない場合に、日本における類似の制度（例えば、相続財産管理人の選任手続）を修正（借用）して、日本の裁判所が、当該外国実質法の求める手続をとれるかという問題

●積極財産・消極財産を問わず、相続人が包括承継する。積極財産・消極財産を問わず、全ての相続財産を一体のものとして捉え、被相続人の死亡により、被相続人の人格の承継者である相続人に、直接に財産が移転されるとの考え方。日本を含む大陸法系諸国。

第7 相続人の探し方

1 相続人が日本人である場合

弁護士会照会制度により、外務省に海外在留邦人の所在調査を行う
→相続人の住所が判明したとしても、当該相続人の承諾がなければ、調査依頼者に住所等の報告はされない。

2 相続人が外国人である場合

手掛かりがない場合の調査は、実際にはかなり困難

第8 外国の財産の所在がわからない場合

手掛かりがない場合の調査は、実際にはかなり困難

第9 公印確認、アポスティーユ、翻訳証明

日本の戸籍等の公文書を外国の政府や金融機関等に提出する場合に、日本政府によって発行されたものであるという証明を付することを求められることがある。そのような場合には、公印確認（日本の公文書に押印された公印の確認証明）又はアポスティーユ（付箋による証明）による外務省の認証を申請することができる。

契約書等の私文書であっても、公証役場で公証されたものであれば、外務省で認証を受けられる。

文書を翻訳して提出する場合には、翻訳証明が求められることがある。翻訳証明は、提出先の国の大使館等で受けられることが多いが、国によっては、指定された翻訳者による翻訳でなければ証明が受けられないこともある。

第10 日本の法務局や銀行等に対する、外国人の身分関係や本国法の証明

1 外国人の身分関係の証明

●住民票、旧外国人登録原票記載事項証明書

●戸籍制度のある国については戸籍により（韓国は、家族関係登録簿、旧戸籍⁷）、戸籍制度のない国については当該国の法曹資格を有する者の宣誓供述書により証明

2 外国人の本国法（法律や法制度）の証明

当該国の法曹資格を有する者の宣誓供述書により証明

⁷ 事情により、身分関係が（旧）戸籍に反映されていない場合がある。その場合は、その整序が必要。

国際・企業経営業務部 国際部門 アンケート集計結果

設問1-1: 渉外相続業務について、貴会では情報発信や事業実施等の業務推進を行っているか。

①積極的にいった ②今後の課題として検討中 ③あまり行っていない

設問1-2: 設問1-1で①、②を選択した場合はご回答願います。

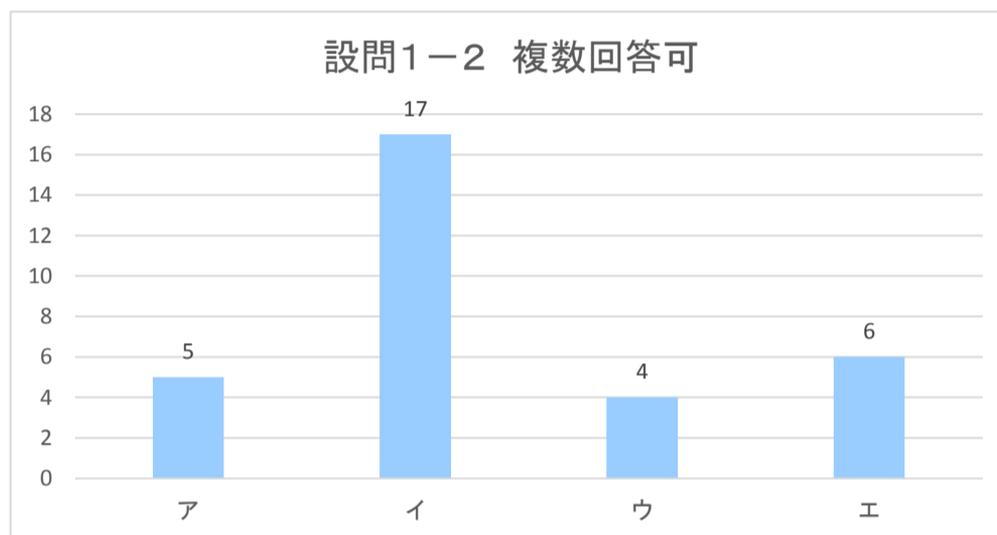
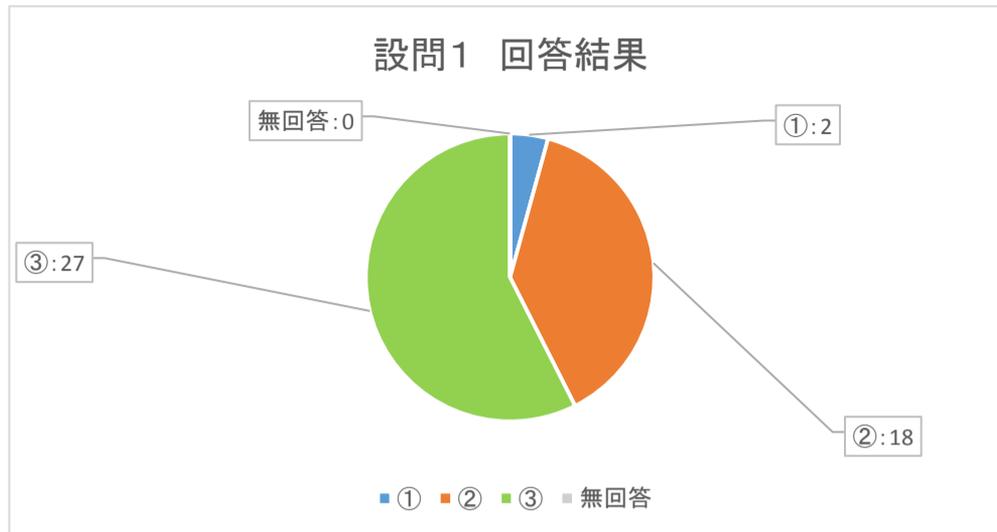
推進した事業について、具体的にどのようなことを行いましたか。

以下のあてはまる項目を選択してください。(複数選択可)

ア. 広報ツールの作成 イ. 研修の実施 ウ. 会報誌、HP等での情報発信

エ. その他(具体的な意見は次ページ以降を参照)

No	単位会	設問1	設問1-2 (選択式)	No	単位会	設問1	設問1-2 (選択式)
1	北海道	③	-	25	滋賀	③	イ
2	秋田	③	-	26	大阪	①	イ
3	岩手	③	-	27	京都	②	イ
4	青森	③	-	28	奈良	②	イ
5	福島	②	ア、イ、ウ	29	和歌山	③	-
6	宮城	②	イ	30	兵庫	②	イ
7	山形	②	イ、ウ	31	鳥取	③	-
8	東京	②	イ	32	島根	③	-
9	神奈川	③	-	33	岡山	③	-
10	千葉	②	イ、ウ、エ	34	広島	③	-
11	茨城	③	-	35	山口	②	ア、イ
12	栃木	③	-	36	香川	③	-
13	埼玉	③	-	37	徳島	②	イ
14	群馬	③	-	38	高知	③	-
15	長野	②	イ	39	愛媛	③	-
16	山梨	①	イ、エ	40	福岡	②	イ
17	静岡	③	-	41	佐賀	②	ア
18	新潟	③	-	42	長崎	③	-
19	愛知	②	ア	43	熊本	③	-
20	岐阜	③	-	44	大分	②	エ
21	三重	②	ア、イ、ウ	45	宮崎	③	-
22	福井	③	エ	46	鹿児島	③	-
23	石川	②	イ、エ	47	沖縄	②	エ
24	富山	③	-				



国際・企業経營業務部 国際部門アンケート集計結果

設問1-2: 具体的に推進した事業について。(本項目で「エ. その他」を選択した場合のみ回答)

単位会	回答内容
宮城	平成28年7月1日に、申請取次行政書士管理委員会主催で、北海道会の滝沢俊行会員を講師に招いて、渉外戸籍と婚姻届、渉外相続について、研修会を開催した。
千葉	今年度～来年度において、会員向けに国際実務研修(専門)の課題として実施するための計画をしているところです。
山梨	研修班活動にて渉外戸籍の事例研究
福井	数年前に韓国籍の特別永住者を被相続人とした事例の相続業務について、研修会を実施したことはある。
石川	専門業務研究会(国際業務研究会)にて事例研究を行い、研究結果を用いて研修会の開催を検討。
大分	県内の事例数、能力担保、業務提携化困難の点から、積極的に情報発信できるレベルにない。今後、県内の事例把握、情報共有、県外から講師を招聘しての研修等を検討している段階である。
沖縄	南米などは特に移民による沖縄県系人が多く、日常的な問題としてあるので、ぜひ取り組んでいきたい。

国際・企業経営業務部 国際部門アンケート集計結果

設問2: 渉外相続業務について、貴会で御存知の貴会会員の取組みや事例はあるか。

単位会	回答内容
北海道	報告可能な取組や事例は把握できていません。
岩手	相続人の中に外国に住んでいる人がいる等のケースが多く、在日朝鮮人の相続に関わることは、ほぼない様子。
福島	日本人である被相続人が滞在先のフィリピン国内にて死亡。 被相続人には前妻との間に1人、前々妻との間に1人の子とフィリピン人との間に認知した未成年の子があり、遺産分割協議の上、相続手続きを行った。
山形	<ul style="list-style-type: none"> ・日本に住む特別永住者が死亡して、相続人が本国に住む長女のみで、本人に来日してもらい、委任状をもらって銀行預金の払い出し、不動産の相続手続きをとった。 ・日本人配偶者が日本に夫を残し、子供(夫との実子)を連れて帰国、その後夫が亡くなったケース 日本人配偶者(既にビザは失効)に短期滞在で来日してもらい委任状(小学生の子供の分も親権者として)をもらい、預金の払い出し、不動産の相続手続きをとった。 ・山形会では毎月2回、外国人無料相談会を山形市国際交流センターにて開催しており韓国語・中国語・タゴロク語・英語等の通訳もあり、行政書士フェスタ開催時にも通訳の方に相談会にて協力を得ている。
神奈川	<ul style="list-style-type: none"> ・日本以外の国で保有されている銀行預金口座や株式の相続手続き支援、必要に応じて現地弁護士と連携し、検認手続きに必要な書類を作成。 ・海外年金未加入者につき、年金受給権者の死亡の届出や未支給年金の請求、遺族給付金の申請等の手続き支援。 ・日本居住の外国人が死亡した際、相続手続きや被相続人の祖国での海外散骨のために必要な書類を作成・翻訳。 ・米国軍人と結婚した日本人女性の相続。 ・米国人と結婚した日本人女性(在米国)の遺言、信託その他 ・米国籍を取得した元日本人夫婦(在米国)の相続事件。親は日本にて死亡。 ・米国人と結婚した日本人女性の兄弟(在日本)が、米国人が相続しないことにより相続した事件。 ・米国で死亡した日本国籍夫(日本企業の駐在員)の相続。 …等の事例を取り扱った会員あり。
千葉	今後、当会会員における渉外相続業務の経験者を募り、業務への取組や事例等を資料としてまとめましたら提供していく所存です。
埼玉	あると思いますが会員の個々の業務の把握は、会としておりません。
群馬	相続以前の問題として、日本人が外国人の人権侵害をしていることが多くあります。 配偶者が外国籍で、日本語が読めないため親族で放棄書に署名をさせる。 夫の死亡後、帰国を強要したり家から追い出す等、限りありません。
長野	<p>松本支部法務部会で岡田忠興部会長講師による研修会を開催 平成28年3月11日</p> <p>研修内容(1)国際私法の概論 (2)イギリス人の相続業務 (3)カナダの年金制度</p> <p>外国人の増加に伴い、外国人を含む相続案件も増えております。その際適用されるのが日本法か、本国法かが問題になります。 法律関係の性質決定、連結点の確定、準拠法の特定、準拠法の適用のプロセスを研修しました。</p>

国際・企業経営業務部 国際部門アンケート集計結果

設問2: 渉外相続業務について、貴会で御存知の貴会会員の取組みや事例はあるか。

単位会	回答内容
山梨	<p>※ 朝鮮・台湾関係の渉外戸籍事件については、事例の多い分野であり省略 ※ 遺産相続に係る宣誓書等事実証明書類の作成及び認証業務については、公証人の認証等ではなく行政書士認証事例について抜粋</p> <p>事例① 在外邦人が被相続人となった事例(宮川安美会員;申請取次行政書士管理委員) 1. 日本人夫が中国本土で急逝。中国人妻が荼毘に付し遺骨を保管。夫の相続手続きを中国永住の日本人弁護士に依頼。知人を通じて当職に依頼。 中国人妻(以下依頼人と記す。)は一度も来日経験がない。夫の間には子どもはいない。夫には姉と妹がいるが疎遠。 財産は夫が代表取締役を務める会社名義の通帳。日本に土地を所有しているという。</p> <p>2. 業務 ①通常の相続手続き ②会社の清算 ③年金手続き 3. 確認事項 ①夫の戸籍謄本 ②会社の登記簿謄本 4. 判明したこと ①戸籍に依頼人が記載されていない。死亡届も出されていない ②休眠会社と思われる。取締役の連絡先、株主に関し全く不明。</p> <p>5. 問題点 ②に関しては後回し ①に関して *まずは報告的婚姻届、死亡届。在中国大使館での届出を検討。在中国弁護士に依頼した結果、「大使館は、あくまでも日本人に対するサービスの窓口であるので、既に日本人不在の場合は、受け付けない」という見解。 *日本の戸籍所在地の法務局と打ち合わせ…大使館が何故受け付けないのか理由 不明。直接日本で手続きをする。</p> <p>必要書類は以下の通り ・婚姻届…婚姻公正証書(夫死亡の場合不可能)、あるいは、二人の婚姻登記所の原本と写し)。日本の婚姻届出用紙。委任状 ・死亡届…中国での死亡診断書など。日本の死亡届出用紙。委任状 ・すべて日本語訳及び翻訳者の住所・氏名・印か署名</p> <p>③に関して 所在地の年金事務所に問い合わせた必要書類 ・結婚の証明…戸籍謄本・在外公館からの死亡証明書・住民票など</p> <p>6. 結果 ・対応した現地の弁護士の話では、「依頼人には手持ち資金がない。成功報酬を考えてみたが依頼人には支払う意思が見えない」ということで、終了。</p> <p>7. 感想 ・日本人夫の出身地が県外、会社が東京都であったため断念。報酬はともかく最後までやってみたい案件であった。日本にいる姉妹がどのように動いたかも不明。 ・こうしたレアケースでは、在外公館や地方法務局でも見解が違うことがあるので、その都度確認していくことが必要。</p> <p>事例② 相続関係書類の作成認証業務(藤原進会員;副会長) スペイン・オーストラリアでの遺産継承手続 遺産分割に係る宣誓供述書の作成と行政書士認証 → 通用</p> <p>事例③ 相続関係書類の作成認証業務(当職) スリランカ相続、スリランカ人母を被相続人とする遺産の承継 遺産分割に係る宣誓供述書の作成と行政書士認証 → 通用</p>
愛知	別紙添付
岐阜	不詳
三重	韓国戸籍の取り寄せ、翻訳、本国在住の相続人からのサイン証明取得等を行い、本国の不動産等の相続手続き(遺産分割協議書作成)を行っている。
石川	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国籍者の韓国の戸籍、除籍謄本の取得依頼、翻訳依頼等に対応している会員がいる。 ・韓国籍(特別永住者)の方の相続業務。国外財産は無く、国内の不動産名義を変更したいという業務を受注した会員がいる。
滋賀	<ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者の相続の事例 ・特別永住者である事業者の事業承継における相続業務の事例
大阪	現時点では、当会会員についての取組みや事例の中で特筆すべきものは把握しておりません。
京都	不明です。
島根	特記事項無し

国際・企業経営業務部 国際部門アンケート集計結果

設問2: 渉外相続業務について、貴会で御存知の貴会会員の取組みや事例はあるか。

単位会	回答内容
岡山	在日韓国人の方達からの遺言等の依頼はあると思いますが、積極的な会員の取組みに関しましては個々に把握しておりません。行政書士業務ではないが、成年被後見人が在日韓国人の方の場合などの例があり、身寄りがいない方の死後の相続財産の引き渡し業務が韓国戸籍の取得や相続人の所在調査で日本国籍の方の場合以上に困難であったという事例は確認しております。
広島	今のところ把握しておりません
山口	不明
愛媛	把握しているものはない。
福岡	韓国籍会員、中国籍会員、またはそれらの国籍から日本国籍へ帰化した会員の中には、それらの国の家族法、民法に精通している者もいて、それらのコミュニティーにおける相続等業務に携わっている。
佐賀	①日本人が被相続人で、相続財産はその配偶者が住む不動産(狭小の畑も含む)のみとなるケース。相続人は配偶者とその子(孫)たちで10名以上。被相続人の長女がアメリカ人と結婚していたが、被相続人より先に亡くなっていたので、長女の子であるアメリカ人兄弟が相続人に含まれることが判明した。当時疎遠となっており、兄弟がどこに住んでいるのかも全くわからなかった。インターネット(SNSなど)を活用し、兄弟の住所を突き止め、事情を説明した手紙を国際郵便にて送ったところ、しばらくして弟から相続手続について協力する旨のメールが届いた。 ②日本国籍離脱した子を相続人と確定する案件
長崎	特に該当なし
熊本	フィリピンの銀行に、日本人夫名義の預金があり、日本人夫が死亡したためその預金が相続財産となった。死亡した夫が、生前相談していたフィリピンのリーガルサービスに協力を依頼し、フィリピンの銀行の預金解約手続きを相続人が行う手続きを、日本側での相続人の遺産分割協議書や委任状や銀行の免責保証書等必要書類集めや公証手続き等の業務は行政書士の私が、フィリピン側での銀行への解約手続きは、フィリピンのリーガルサービスが行うことで合意し、分担して業務にあたった。相続人の中に未成年者がいたため、家裁へ特別代理人の申請を行い、家裁から許可を得た。最初の相談から約6カ月ほど時間がかかったが無事終了することができた。
大分	わずかではあるが事例はある。 (※詳細の記載はなし)
鹿児島	該当する事例が見当たりません。

国際・企業経営業務部 国際部門アンケート集計結果

設問3: 渉外相続業務について、業務を行う上での障害や難点、改善点等、推進にあたり日行連に望む事柄は何か。

単位会	回答内容
北海道	今回のようなアンケートは大変良い試みだと思いますので、是非とも結果の全国展開をお願いします。
岩手	在日韓国人の場合は、本国から戸籍を取り寄せ、その後それを翻訳する必要があるが、それを行政書士単独で対応するのはなかなか難しい。
福島	公文書取得、領事館等のやりとり、言語の問題等どちらの国の法が適用されるか。相手国での手続の流れや法などわからないことだらけで国ごと、事案ごとにフローチャート等があれば助かる。
宮城	渉外相続業務は、戸籍法に基づく業務で、入管業務とは異なり、申請取次行政書士以外でも行うことは可能ですが、渉外相続の具体的なケースがわからない会員がほとんどであることから、具体的な事例のパンフレット等の作成をお願いします。
山形	・銀行によって、行政書士からの委任状(相続人本人)のみで預金の払い出し、相続手続を行ってもらえない店舗があるので、銀行協会に行政書士の相続手続(預金)を認めてくれるように、日行連で働きかけていただきたい。 ・裁判手続、登記手続、税申告手続の各専門士業との連携および外国法調査、通訳人確保など総合コンサルティングの有り方を検討して業務確保につながる施策を提示していただきたい。
神奈川	・「行政書士」という専門職についての海外の機関で通じる適切な英語表現を。 ・「行政書士」が日本においてどのような手続きができるのかを説明する文書を多言語で作成し、ウェブ上で公開してほしい。 ・現地に弁護士をたてる必要がある場合に、海外の信頼できる弁護士を日行連が紹介してくれる仕組みがあるとありがたい。
千葉	渉外相続業務に関する日行連主催研修の開催や業務ガイダンス資料等、また、業務精通者による研修講師の派遣等が可能であれば要望いたします。
茨城	各国の公的文書を直接扱う行政書士から各単位会に、そして各単位会から連合会に各国公的文書のサンプルなどの情報を集約かつ共有することができれば、公的文書の真贋を見分けることが容易になると思います。 各国公的文書は定型化されているため、邦訳が必要な場合に、わざわざ第三者に依頼するまでもなく、連合会の保有するサンプルから類推して、行政書士のワンストップで邦訳が可能になります。 結論として、外国文書の邦訳や公証に関しては、我々行政書士が日本の窓口になることが可能となるものと拝察いたします。
長野	会員の事例をまとめた、事例集等の作成をしていただければと思います。
山梨	① 渉外業務を手掛けるにあたり当職らの職能を当該国の官憲に認知してもらうためには、行政書士及び行政書士法の正確な外国語訳が欠かせない。行政書士の名称については、Certified Administrative Procedures Legal Specialistが採用されているが、こと英訳等に関しては、この分野に造詣の深い先生方が執行部を務める神奈川会(水野会長・渋谷副会長・廣瀬申取委員長他)案を軸にAdministrative lawyer等の括弧書き併記等更なる改良を望みたい。 ② 法の適用に関する通則法(旧法例)の理解に資する教材等の開発など
静岡	渉外相続業務に関して取り組んでいないため、また、具体的な渉外や難点、改善点等を把握できていないため、日行連に望む事項を挙げるできません。
新潟	事例集の作成や研修会の開催
愛知	渉外相続業務に限らず、渉外戸籍関係も含め、事件本人が外国籍であることによる、本国法 本国法の確認(改正等)やその法の適用範囲等について、ほとんど自力で調査しなければならず、人的・人的・言語的 言語的能力等がなければ業務を遂行することは非常に難しいと感じます。 関係する日本の官署においても、担当者により事案に対する取扱いが異なったり(必要書類の減増等)、経験の有無による知識の差が大きく、案件ごと個別に問合せや事前確認をしなければならないため、手探りのような仕事になるところは他の業務に比べ時間と労力がかかります。 事例の集積による統計や手続きに関して共通する事柄をもう少しアナウンスして頂きたい＝ 行政機関や日行連の研修等の機会も増やしていただきたい。
岐阜	不詳
三重	今後、増加すると見込まれる渉外相続業務分野は、現在のところ、どの士業においても専門的にされている会員の絶対数が少ないと考えるので、行政書士が最前線を走れるような実務研修(オンデマンド含む)を実施していただきたい。
福井	具体例に基づく資料を作成して提供してほしい。
石川	渉外相続について専門としている会員が少なく、名義変更時の必要書類についても熟知している会員が少ない。法務局によって必要書類が変わるとも聞く。日本国籍の方の相続と違い、翻訳文が必要(＝依頼者に翻訳費用を負担してもらう必要がある)な点から、渉外相続の場合の原則必要書類一覧などを会員や役所担当者に周知して頂ける取り組みを行ってほしい。
滋賀	特別永住者については事例の蓄積があると思うが、その他の外国人の相続についてはまだまだ不明な点が多いのではないかと。添付した書類や業務の所感を取りまとめた冊子の様なものが出来ればと思う。

国際・企業経営業務部 国際部門アンケート集計結果

設問3: 渉外相続業務について、業務を行う上での障害や難点、改善点等、推進にあたり日行連に望む事柄は何か。

単位会	回答内容
大阪	まず、業務関連情報の収集と開示(情報発信)が挙げられます。 具体的には、各国の相続関連法のデータベース化等。 また、各国の必要となる資料についてのデータベース化等。 これらは各単位会では対応が困難であり充実したものは作成できないものと考えられます。
奈良	事例等の公表を望みます。
鳥取	国毎に制度が区々である。 日行連で各国の法制のあらまし・親族関係のどのような証明手段がある等、大雑把なもので良いので取りまとめて頂くと助かる。
島根	特記事項無し
岡山	主に在日韓国籍の方の相続の依頼がある場合が今後増えると思います、 韓国の戸籍を取得し翻訳をするには費用も時間もかかるという事、二世以降の方は韓国にも戸籍の記載のない方もいらっしゃいます。 そういった方々が相続人や被相続人になった場合の戸籍の取得方法、法務局や金融機関での取り扱い等研修していただければ、新たな業務開拓になると思われます。 又、同じく在日韓国籍の方の成年後見の申立ても増えている為、行政書士も受任する可能性が高くなってきていると思われますので、特に設問2に記載した内容の解決方法等研究や研修が必要になると思います。(準拠法の特定も含む)
広島	日本の法律では「被相続人の本国法が適用される」とありますので、準拠法が決まったら、その法律に従って相続人や相続分などを確認していくこととなりますが、各国の民法を調べる必要があります。これまでは、韓国及び中国が大半を占めていたと思いますが、最近はその他の国籍の方も多く在留し永住権を取得しています。すべての国の相続法を学ぶことは非常に大変であると思いますので、増加傾向にある国の民法などについての研修会やマニュアル等ご検討いただきたくお願いいたします。
山口	主な国の相続法及び具体的手続について、マニュアルの作成、研修等を行って欲しい。
愛媛	特記事項無し
福岡	渉外相続業務は、各国の相続関連の法律を知っておく必要があり、一般論では片付かないことの方が多い。 精通していない会員が取り扱うに当たり失敗する大きなリスクを伴う。 どちらかという、国際業務の範疇ではなく民事の範疇に該当すると思うが、全国レベルでの研究チームを立ち上げ、それを地協レベル、単位会レベルに還元する方法を提案する。
佐賀	上記①の場合のように、外国人が相続人の一人となる場合、ある一定の条件の基に、相続手続を簡略化できるようにすれば、相続人の負担の軽減につながるのではないかと思います。 条件の例) 相続財産が日本にある不動産のみの場合でかつ被相続人の配偶者がそこに居住しており、当該不動産をそのものが相続する予定の場合、また、外国人と被相続人がある程度遠縁で、まったく疎遠となっていた場合等
長崎	相続関係者だけでなく、役所、金融関係、国の大使館などの国外関係者との交渉 (言葉の問題含む)はネックになることが多いと思う。
熊本	相手国側に業務を担当してくれる信頼できる機関や代理人を見つけること、相手国言語による文書の翻訳、及び、提出書類の多くが、日本での公証(ノータリー)手続き(公証人役場、法務局長、外務省、相手国の公館)が必要で時間と手間がかかること、日行連として、相手国側で信頼できる代理機関等の紹介ができればしてほしい。
大分	国内法だけでなく、対象の国外法についても理解が必要である。 また地方会においては、事例数がまだまだ少なく、社会的な需要は増加傾向だが、事例によってケースバイケースでの対応が必要なため、実務能力を担保するのが困難である。日行連には、具体的な業務マニュアルの作成、九州地区での研修会の開催等を望む。
宮崎	地方では講師の確保が難しいので、中央からの講師派遣等の制度を考えてもらいたい。
鹿児島	特にないです。
沖縄	その業務を進めるにあたっての研修会の開催を希望します。

国際・企業経營業務部 国際部門
アンケート集計結果

設問4: 帰化申請に係る法務局の対応として、面談を行う際に、行政書士の帯同または、面談予約が可能であるか。

単位会	回答	備考
北海道	不明	報告可能な取組や事例は把握できない。
秋田	いいえ	
岩手	いいえ	不可能
青森	不明	
福島	不明	
宮城	いいえ	帰化申請本人の面談予約あり。 ただし、行政書士の帯同は認められません。 仙台法務局は、15年位前は帯同可能でしたが、法務局の戸籍国籍担当の職員に注文をつける行政書士がいたため、現在は帯同は認められていません。
山形	はい	行政書士担当の場合、連絡等はすべて行政書士を通しての対応になっています。
東京	いいえ	
神奈川	はい	
千葉	はい	
茨城	いいえ	
栃木	はい	
埼玉	はい	
群馬	いいえ	
長野	はい	
山梨	はい	甲府局においては国籍取得届等一部に可能なケースあり
静岡	いいえ	帰化申請の事前説明や申請時の帯同は可能ですが、申請後の面談については帯同を許されていません。 なお、静岡会では毎年静岡地方法務局戸籍課の担当者を招き帰化申請や戸籍取得に関する講習会を開催しています。
新潟	いいえ	
愛知	いいえ	
岐阜	いいえ	
三重	はい	
福井	はい	
石川	いいえ	申請後の面談については、法務局担当者と本人間の連絡調整とされてきており、行政書士が帯同及び面談予約をしたことはありません。 なお、申請前の面談の際には、法務局担当者により、行政書士が同席できる場合又は同席不可・別室待機のような異なる対応はしばしばあります。
富山	いいえ	
滋賀	いいえ	
大阪	いいえ	
京都	不明	面談時の帯同は不可
奈良	はい	面談予約も帯同もできますが、宣誓書にサインをするときだけ、行政書士は席をはずすように言われます。
和歌山	いいえ	
兵庫	はい	

国際・企業経營業務部 国際部門 アンケート集計結果

設問4: 帰化申請に係る法務局の対応として、面談を行う際に、行政書士の帯同または、面談予約が可能であるか。

単位会	回答	備考
鳥取	はい	* 帯同は可だが、原則として行政書士は室外で待機。(不明な点があるときは、呼び入れられて尋ねられることがある。) * 法務局と行政書士の事前打ち合わせの際に、面談日時が提示され調整する。
島根	はい	
岡山	いいえ	
広島	いいえ	
山口	はい	
香川	はい	
徳島	不明	必要書類の説明等は可、ヒヤリング等は不可
高知	不明	
愛媛	はい	
福岡	はい	面談については、法務局側から申請人に連絡が行っています。
佐賀	はい	佐賀地方法務局の担当者に尋ねたところ、行政書士の帯同については、本人の承諾を前提として可能であるとのこと。 また、面談予約については行政書士でも可能ではあるが、帰化申請の趣旨に照らすと、面談予約をできるかどうかについて、日本人となる意思・能力の確認も兼ねており、本人が面談予約したほうが望ましい、との回答を頂いた。
長崎	はい	
熊本	はい	
大分	はい	
宮崎	いいえ	
鹿児島	いいえ	
沖縄	不明	

”いいえ”と回答した単位会
秋田 岩手 宮城 山形 東京 茨城 群馬 静岡 新潟 愛知 岐阜 石川 富山 滋賀 大阪 和歌山 岡山 広島 宮崎 鹿児島

